

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 2019年9月27日

東京都作業部会確認 2019年10月25日

事業名 空港スタッフ配備・燃料費、高速料金等・輸送支援スタッフ等人件費

案件名 東京オリンピック・パラリンピック競技大会公式到着出発地点及び乗換地点における出入国支援に関する業務委託

確認の視点	組織委員会の見解	備考	
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、公式到着出発地点及び乗換地点において、選手等の大会関係者に対して、迅速かつ適切に出入国（輸送）サービスを提供するために必要な事業。 よって、大会に必要な経費として、5/31の大枠合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。		
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、東京2020大会のために出入国する大会関係者に対して、迅速かつ適切に出入国（輸送）サービスを提供するために必要な事業であり、大会の成功には必須である。	
	効率性	本事業は、出入国支援サービスと輸送支援サービスを一括委託することで、個別に発生する事務経費削減を図っていることを確認した。	
	納得性	本事業は、複数見積もりをとることにより適正な単価を計上しており、さらに競争入札により請負業者を決定するため、一般的な市場価格からしても適正である。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	本件は、パラリンピック実施に当たり必要な事業であり、公費負担の対象として適切といえる。 現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、経費は組織委員会負担とする。		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。